

人文学研究科特待留学生制度について
【人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース、芸術学専攻】

1) 対象者

令和 8(2026)年4月1日時点で以下のすべてに該当する者

- ① 在留資格が「留学」である者。
- ② 国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等により授業料の支援を受けていない者。
- ③ 民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。
- ④ 大阪大学人文学研究科(人文学専攻、日本学専攻基盤日本学コース、芸術学専攻)博士後期課程外国人留学生選抜合格者として入学する者。

※申請後に①～④のいずれかに該当しなくなったときは、速やかに連絡してください。

連絡先 大阪大学人文学研究科豊中事務部教務係 jinbun-kyoumu@office.osaka-u.ac.jp

2) 申請方法・提出書類

申請を希望する者は、博士後期課程(外国人留学生選抜)の出願時に、入学願書の「特待留学生授業料免除制度」欄“申請する”にチェックしてください。

提出書類 1 から 3 については、クリップ止めもしくはクリアファイルに入れ、博士後期課程(外国人留学生選抜)の出願時に同封、もしくは令和 8(2026)年 1 月 13 日必着で郵送、または直接人文学研究科豊中事務部教務係に提出してください。

※郵送の場合は、必ず書留郵便とし、令和 8(2026)年 1 月 13 日必着としてください。

※受理期限後に到着したものは受理しません。ただし、令和 8(2026)年 1 月 11 日以前の発信局(日本国内)消印のある書留速達郵便に限り、期限後に到着した場合でも受理します。

[※所定様式は Web サイト

https://www.let.osaka-u.ac.jp/ja/admissions/graduate/examination-category/hakase_koki に掲示します]

提出書類

1. 業績書(以下の項目について記載すること)[※所定様式]

- 著書、論文(査読の有無を明記のこと)、その他出版物
- 学会発表
- 受賞歴
- 奨学金・研究費の獲得状況

2. 研究計画(日本語または英語)[※所定様式]

日本語 6,000 字、英語 2,500 語程度(A4 用紙で提出のこと)。

3. 申請者の研究をよく理解する研究者の推薦状(日本語または英語で作成、厳封されたもの)1 通

- ・所属機関のレターヘッド付公用箋を用いること。
- ・自筆署名を伴うこと。
- ・申請者との関係について明記すること。

3) 選考方法

選考は、提出書類および面接により総合的におこないます。

書類選考は、業績書、および研究計画書によりおこないこれまでの研究活動と研究計画の優秀性を評価します。

面接においては、候補者のコミュニケーション能力、研究準備の状況・将来性を評価します。

1. 書類選考により面接対象者を決定します。
2. 書類選考の結果および面接時間は、令和 8(2026)年 2 月 1 日(博士後期課程入学試験の当日)に教務係で通知します。申請者は、必ず同日 15 時から 17 時までのあいだに通知を受けてください。
3. 面接は、令和 8(2026)年 2 月 2 日(博士後期課程入学試験の翌日)におこないます。

4) 採用結果の通知

特待留学生に採用された者には、入学試験の結果通知の送付とともに「人文学研究科特待留学生の採用決定通知書」を送付します。

5) 入学後の支援予定及び義務

- ・在学中(ただし標準修業年限の間に限る)の授業料を全額免除します。
- ・「特待留学生学会発表補助制度」により、日本国内で開催される学会等で研究発表を行う特待留学生を対象に旅費の全部または一部の補助を審査のうえ実施します。
- ・「グローバル人文学研究交流会」での研究発表が期待されています。

※詳細は、大阪大学大学院人文学研究科ウェブページに掲載しています。

<https://www.hmt.osaka-u.ac.jp/exam/guide/sscholarship/>

6) 留意事項

1. 特待留学生は、ふさわしい該当者がいない場合には「採用者なし」となることもあります。
2. 特待留学生授業料免除の対象期間は、博士後期課程の標準修業年限3年の間に限ります。ただし、在学中に休学した場合、休学した期間は授業料免除の対象期間に含まれ、復学後に授業料免除の対象期間の繰り延べを行うことはできません。また、博士後期課程入学時から標準修業年限3年を経過した後は、特待留学生授業料免除制度の対象外となります。
3. 特待留学生に採用されても、入学料は免除とはなりません。
4. 次の場合は、特待留学生授業料免除の実施が停止されます。
 - ①「留学」の在留資格を取得せずに渡日したとき、または「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ②標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
 - ③学則等に則り、停学等の懲戒処分を受けたとき。
 - ④他の制度により授業料免除を受けたとき。
 - ⑤学業成績等により本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が判断したとき。

7) その他

大阪大学では、特待留学生授業料免除制度以外にも、経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除等制度があります。特待留学生に採用されなかった場合でも、経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除等制度に申請することは可能です。詳細は入学試験の結果通知を送付する際にお知らせします。